

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要領

2 千保生衛発第237号

令和2年7月30日

3 千保生衛発第133号

令和3年5月31日

(趣旨)

第1条 この要領（以下「要領」という。）は、千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度についての実施要綱（令和2年7月30日2千保生衛発第237号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、要綱の円滑な運用を図るための手続、関連事項等について定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、要綱で使用する用語の例による。

(対象施設)

第3条 要綱第2条に規定する対象施設は以下のとおりとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業施設及び喫茶店営業施設。ただし、客席を有するものに限る。
- (2) 食品衛生法に基づく届出施設。ただし、客席を有するものに限る。
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条に基づく許可施設。

(認証基準)

第4条 要綱第3条第2項に規定される認証基準は、別紙1に定めるところにより、これを行う。

- 2 要綱第11条で定める自主管理の継続期間及び同12条で定める認証のランクの要件についての基準は、別紙2に定めるところにより、これを行う。

(認証の申請)

第5条 要綱第5条に規定される申請は、千代田区新しい日常店認証申請書（第1号様式）により保健所長に申請するものとする。

(認証に関する通知)

第6条 要綱第6条第3項に規定される通知は、千代田区新しい日常店認証通知

書（第2号様式）により、保健所長が通知するものとする。

（認証マーク）

第7条 要綱第6条第4項に規定される認証マークは、別紙3に定めるところにより、これを行う。

（認証不適合通知）

第8条 要綱第6条第5項に規定される認証不適合の際の通知は、千代田区新しい日常店認証不適合通知書（第3号様式）により、保健所長が通知するものとする。

（認証マークの再交付申請）

第9条 要綱第7条第2項に規定される認証マークの再交付は、千代田区新しい日常店認証マーク再交付申請書（第4号様式）により行うものとする。

（変更の報告書）

第10条 要綱第9条に規定される、認証に係る事項に変更があった際の報告は、千代田区新しい日常店認証事項変更報告書（第5号様式）により行うものとする。

（認証の更新）

第11条 要綱第10条に規定される、認証の更新は千代田区新しい日常店認証更新申請書（第6号様式）により行うものとする。

（認証ランクの変更申請）

第12条 要綱第12条第3項に規定される、認証のランク変更の際の申請は、千代田区新しい日常店認証ランク変更申請書（第7号様式）により行うものとする。

（認証辞退の届出）

第13条 要綱第15条第1項に規定される認証の辞退の際の届出は、千代田区新しい日常店認証辞退届（第8号様式）により行うものとする。

（認証取消しの通知）

第14条 要綱第16条第3項及び要綱第18条第1項に規定される認証の取消し通知は、千代田区新しい日常店認証取消し通知書（第9号様式）により行うものとする。

（公表について）

第15条 要綱第20条第2項に規定される公表する項目は次に掲げるものとする。

（1）施設の名称

- (2) 施設の所在地
 - (3) 認証年月日
 - (4) 認証番号
 - (5) 認証ランク
 - (6) 認証期間
 - (7) 感染症防止対策の継続状況
- (認証施設の非公表)

第16条 認証施設が廃止した事実が確認できた場合、要綱第20条第1項に規定される千代田区ホームページにおいて非公表とする。

(二酸化炭素濃度測定器の使用について)

第17条 保健所長は要綱第4条で規定された対象施設の換気対策として、二酸化炭素濃度測定器を配布、または設置を推奨する。

- 2 認証施設の管理者は、二酸化炭素濃度測定器を適正な位置に設置するとともに、対象施設の換気の管理に使用すること。
- 3 認証施設の管理者は、営業時間中の最も客数が多い時間帯において、二酸化炭素濃度を測定するとともに、1日に1回以上記録すること。
- 4 認証施設の管理者は、二酸化炭素濃度測定器の数値が基準を上回ることはないよう、施設の換気管理をおこなうこと。
- 5 保健所長は二酸化炭素濃度測定器を配布後に、当該営業者が飲食店営業を廃止または認証の辞退を行った場合は、速やかに測定器の返却を求めるものとする。
- 6 その他二酸化炭素濃度測定器に関する事項は別紙4にて規定する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日2千保生衛発第420号)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日3千保生衛発第133号)

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

千代田保健所長 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

千代田区新しい日常店認証申請書

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
営業許可(届出)番号
営業許可(届出)年月日
- 4 担当者名
- 5 施設の連絡先(電話番号)
(メールアドレス)
- 6 希望する認証ランク
Class I ・ Class II
- 7 別添「新型コロナウイルス感染症の予防対策に関するチェックシート」

(別添)

新型コロナウイルス感染症の予防対策に関するチェックシート

施設の名称	
所在地	
営業の種別	
営業許可（届出） 番号及び年月日	

※必須項目についてはすべて対策を講じること。

※ここに示した項目以外も、効果のある対策は積極的に講じること。

記入例： …実行している。 …実行をしていない。 …該当しない。

別紙 1（要綱第 3 条第 2 項に規定される認定基準）参照

千代田区新しい日常店認証通知書

住 所
氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称〕

令和 年 月 日付で申請のあった千代田区新しい日常店認証については、千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり認証します。

令和 年 月 日

千代田保健所長

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 認証ランク
- 5 認証の期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで
- 6 別添「新型コロナウイルス感染症の予防対策に関するチェックシート」

千代田区新しい日常店認証不適合通知書

住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称 〕

令和 年 月 日付で申請のあった千代田区新しい日常店認証については、千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第3条の基準に適合しないため、同要綱第6条第5項の規定により、不適合であることを通知します。

令和 年 月 日

千代田保健所長

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 不適合の理由

年 月 日

千代田保健所長 様

申請者 住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

千代田区新しい日常店認証マーク再交付申請書

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
営業許可(届出)番号
営業許可(届出)年月日
- 4 現在の認証番号
認証年月日
認証ランク

年 月 日

千代田保健所長 様

申請者 住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

千代田区新しい日常店認証事項変更報告書

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第9条の規定により、認証事項の変更について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
営業許可(届出)番号
営業許可(届出)年月日
- 4 現在の認証番号
認証年月日
認証ランク
- 5 変更した事項
(変更前)
(変更後)
- 6 変更年月日

年 月 日

千代田保健所長 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

千代田区新しい日常店認証更新申請書

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第10条の規定により、認証の更新について、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
営業許可(届出)番号
営業許可(届出)年月日
- 4 現在の認証番号
認証年月日
認証ランク
- 5 担当者名
- 6 施設の連絡先(電話番号)
(メールアドレス)
- 7 別添「新型コロナウイルス感染症の予防対策に関するチェックシート」

年 月 日

千代田保健所長 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

千代田区新しい日常店認証のランク変更申請書

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第12条第3項の規定により、認証のランク変更について、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
営業許可(届出)番号
営業許可(届出)年月日
- 4 現在の認証番号
認証年月日
- 5 担当者名
- 6 施設の連絡先(電話番号)
(メールアドレス)
- 7 別添「新型コロナウイルス感染症の予防対策に関するチェックシート」

年 月 日

千代田保健所長 様

申請者 住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

千代田区新しい日常店認証辞退届

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第15条第1項の規定により、認証の辞退について、下記のとおり届出します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
営業許可（届出）番号
営業許可（届出）年月日
- 4 現在の認証番号
認証年月日
認証ランク
- 5 担当者名
- 6 施設の連絡先（電話番号）
（メールアドレス）
- 7 認証の辞退の理由

千代田区新しい日常店認証取消し通知書

住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称 〕

令和 年 月 日付で申請のあった千代田区新しい日常店認証については、千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱第3条の基準に適合しなくなったため、同要綱第16条第3項(第18条第1項)の規定により、認証を取り消しすることを通知します。

令和 年 月 日

千代田保健所長

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 現在の認証番号
 認証年月日
 認証ランク